

平成24年第1回定例会 健康福祉病院常任委員会

共管事項 説明資料

【議案補充説明資料】

頁数

◇ な し

【所管事項説明資料】

頁数

1 県立総合医療センターの地方独立行政法人化について 1

【別添資料1】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（案）
の概要

【別添資料2】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案）
と中期計画（案）の対比表

【別添資料3】 補足説明資料【中期計画（案）に係る予算、収支計画、資金
計画】

【別添資料4】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（案）

2 志摩病院への指定管理者制度の導入について 3

3 平成24年度の一志病院に関する取組について 6

平成24年3月9日
健康福祉部・病院事業庁

【所管事項説明】

1 県立総合医療センターの地方独立行政法人化について

1 法人の設立認可申請

法人の設立にあたっては、総務大臣の認可を受ける必要があります。昨年秋以降、総務省と財務面を中心に事前協議を行い、2月27日に認可申請を行ったところです。

なお、設立認可については、3月下旬になされる見込みです。

2 中期計画

法人は、設立団体の長（知事）が定めた中期目標を達成するための計画である中期計画を作成し、知事の認可を受ける必要があります。また、設立団体の長は、認可にあたって、評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経なければなりません。

（1）策定状況

病院内に設置した中期計画策定委員会及び法人設立準備会議において計画案の策定を進めており、評価委員会においても審議されています。

今後は、本日の議会でのご意見を踏まえ、法人設立準備会議（3月16日）を経て、評価委員会（3月22日）において審議（意見の取りまとめ）がされる予定です。

なお、法人が設立される4月1日に、法人から知事に認可申請が行われますので、認可申請を受け、4月1日に中期計画に関する議案を提出するとともに、同日中の審議をお願いしています。

（2）地方独立行政法人三重県総合医療センター中期計画（案）の内容

以下の別添資料のとおり。

- 別添資料1
地方独立行政法人三重県総合医療センター中期計画（案）の概要
- 別添資料2
地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案）と中期計画（案）の対比表
- 別添資料3
補足説明資料【中期計画（案）に係る予算、収支計画、資金計画】
- 別添資料4
地方独立行政法人三重県総合医療センター中期計画（案）

【所管事項説明】

3 法人の役員及び職員

(1) 役員構成

理事長（1名） 現三重県立総合医療センター院長
副理事長（1名）
理事（6名以内）
監事（2名） 公認会計士、弁護士

※（ ）内の数は、定款で規定。

※理事長、監事は知事が任命。副理事長、理事は理事長が任命。

(2) 職員確保の見込み

4月1日現在で法人の職員となる者は、554名となる見込みです。

- ・ 県職員から移行する職員 451名（職員引継条例により法人に承継）
- ・ 県からの派遣職員 38名（4月1日付けで発令）
- ・ 新規採用職員 65名

4 法人設立までのスケジュール

2月27日 法人設立認可申請（知事→総務大臣）

3月16日 法人設立準備会議：中期計画(案)（最終案審議）

22日 評価委員会：中期計画(案)（意見取りまとめ）

25日頃 法人設立認可（総務大臣→知事）

4月 1日 〔県〕理事長・監事の任命（知事）、中期目標の指示

〔法人〕役員（理事長）の任命 → 法人設立登記

→ 理事会（中期計画、業務方法書ほか決定）

→ 知事への中期計画等認可申請

〔県〕中期計画にかかる評価委員会の意見聴取

→ 中期計画の議案提出

〔議会〕中期計画の審議（本会議、常任委員会等）、採決

〔県〕中期計画の認可

〔法人〕理事会（年度計画、予算決定）

4月 2日 法人設立式

【所管事項説明】

2 志摩病院への指定管理者制度の導入について

志摩病院への指定管理者制度の導入については、本年4月1日の移行に向け、指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会との間で、医師の前倒し配置を含む今後の診療体制の回復・充実や、職員の身分移行、医療機器の整備、病院運営や施設管理等にかかる業務の引継ぎなどについて、具体的な協議・調整を進めてきました。

その結果、現在のところ、移行時点の診療体制については、以下のとおりとなる予定です。

病院事業庁においては、引き続き、運営形態の移行が円滑に行われるよう、具体的な業務の引継ぎ等に万全を期していきます。

1 移行時点の診療体制（予定）

(1) 診療科別の医師配置

診療科等	常勤医師数 ()は3/1現在	備考
救急・総合診療科	3 (1)	2/29から前倒しで1名配置
内科	4 (4)	
外科	4 (3)	うち1名は次期院長
整形外科	2 (3)	1名減については、非常勤（週3日）で対応
脳神経外科	1 (1)	
眼科	1 (1)	
泌尿器科	1 (1)	
精神科	2 (2)	
放射線科	1 (1)	
緩和ケア	2 (2)	
後期研修医	1 (1)	
初期研修医	2 (1)	
計	24 (21)	

(2) 外来診療

現行の内科の完全紹介制については、当面は継続しつつ、地域の関係機関との調整を進めていくこととしています。

土曜日午前の診療については、地域の関係機関との調整が終了次第、救急・総合診療科において実施する予定です。

(3) 入院診療

看護師の確保を進め、本年夏頃を目途に休棟中の病棟1棟を開棟し、内科系を中心に回復・充実を図るよう準備を進めることとしています。

なお、併せて一般病棟における7：1看護基準の取得を目指しています。

【所管事項説明】

(4) 救急医療

本年4月からの受入体制は、以下のとおりです。

- ◆ 内科系の平日は、365日22時30分（準夜間）までに受入体制を拡充
- ◆ 外科系の平日は、月曜日・木曜日・金曜日において、毎週22時30分（準夜間）まで受入れ
- ◆ 土曜日・日曜日・祝日の昼間は、内科系、外科系とも毎週受入りに拡充
- ◆ 金曜日の深夜及び土曜日の準夜間・深夜は、内科系、外科系とも隔週で対応
指定管理開始3年目の平成26年度からの365日24時間対応の実現に向け、調整を進めていくこととしています。

【内科系】（△は隔週で対応）

	区 分	月	火	水	木	金	土	日・祝
現 行	昼 間（8:30～17:15）	○	○	○	○	○	△	
	準夜間（17:15～22:30）					△	△	
	深 夜（22:30～8:30）					△	△	
4 月 ┌	昼 間（8:30～17:15）	○	○	○	○	○	○	○
	準夜間（17:15～22:30）	○	○	○	○	○	△	
	深 夜（22:30～8:30）					△	△	

【外科系】（△は隔週で対応）

	区 分	月	火	水	木	金	土	日・祝
現 行	昼 間（8:30～17:15）	○	○	○	○	○	○	○
	準夜間（17:15～22:30）	○			○	○	○	○
	深 夜（22:30～8:30）	○			○	○	○	○
4 月 ┌	昼 間（8:30～17:15）	○	○	○	○	○	○	○
	準夜間（17:15～22:30）	○			○	○	△	
	深 夜（22:30～8:30）					△	△	

(5) 小児・周産期医療

小児・周産期医療については、まずは外来診療の回復を図りながら一定の患者数を確保し、その後、入院診療機能を回復させ、3年後を目標に段階的に体制を構築する計画になっています。

実現に向け、指定管理者においては、地域の関係機関等との協議・調整を行いながら、自らが有する人的基盤を可能な限り活用して、順次、体制の回復を図っていくこととしています。

病院事業庁としましても、診療体制の早期回復に向け、指定管理者とともに関係機関との調整に取り組んでいきます。

【所管事項説明】

2 今後の予定・対応

(1) 住民説明会の開催

4月からの指定管理者による運営の開始を目前に控え、3月18日（日）に志摩市内において住民説明会を開催します。

- ・ 県（病院事業庁）からは、運営形態の移行に向けた準備状況や、引き続き県立病院として責任を持って関与していくことを説明
- ・ 指定管理者からは、4月以降の診療体制や今後の病院運営の考え方を説明
- ・ なお、移行後においても、県（病院事業庁）が、住民の方々との意見交換会を、指定管理者同席のもと開催し、その後の管理業務に反映させていくこととされています。

(2) 年度協定の締結

現在、平成24年度における管理業務の内容（診療体制、収支計画など）や、指定管理料（政策的医療交付金）、経営基盤強化交付金などの交付額や交付方法等を規定する「年度協定」について、指定管理者と最終的な協議・調整を進め、4月1日付けで締結することとしています。

(3) 管理運営協議会の設置

管理業務に関する各年度の具体的な事項を協議するため、4月早々に、県（病院事業庁）と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会（仮称）」を設置・開催することとしています。

指定期間中、毎年度2回程度開催し、適正な病院運営を確保していくこととしています。

(4) 管理業務にかかる報告

指定管理開始後、指定管理者は、毎月、前月の患者数や収支状況などを記載した「業務報告書」を提出するほか、毎事業年度終了後には、業務の実施状況や患者数・収支の年間実績など、基本協定に規定する項目を記載した「事業報告書」を県（病院事業庁）に提出することになっています。

県（病院事業庁）では、これらの報告を受けて実施状況の確認を行うとともに、管理業務の適正を期するため、必要に応じて調査や指示を行うこととしており、これらを通じて、診療体制の早期の回復・充実を図るとともに、地域の中核病院としての安定的、継続的な医療の提供を確保していきます。

なお、議会に対しましては、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、毎年第2回定例会9月会議において、定例報告（前年度分の管理状況及びその内容を評価したもの）を行うことになっています。

【所管事項説明】

3 平成24年度の一志病院に関する取組について

1 平成24年度の一志病院の取組

一志病院では、総合医（家庭医）育成拠点の整備等を通じて、診療体制を充実させながら、今後の地域医療の確保に向けた人材育成や研究等を進め、白山・美杉地域等における地域医療の推進に取り組んでいきます。

2 総合医（家庭医）育成拠点の整備

(1) 三重・地域家庭医育成拠点整備事業

三重大学からの提案により、地域医療再生計画（拡充分）において、複数の診療科（全身）を診療できる総合医（家庭医）の人材育成を行う拠点整備を進めることとしています。

本事業により、三重大学と地域の医療機関等がネットワークを構築し、これらの場所で学生や研修医等に教育・研修を行うことにより、地域医療を担う総合医（家庭医）の育成を図ります。

(2) 一志病院における平成24年度の整備内容等

① 整備内容

現在休床中の3階病棟において、カンファレンスルームや宿泊室（4室）を確保するための施設改修、テレビ会議システムの導入などを行います。

なお、宿泊室（4室）の整備にあたっては、病室スペースを活用します。

（今議会において療養病床を44床から40床に変更する病院事業条例の改正条例案を提出しています。）

※ 事業費：20,671千円のうち1/2は地域医療再生臨時特例基金
（施設改修・テレビ会議システム：19,442千円 その他経費1,229千円）

② 教育活動

三重大学から派遣される指導医を中心として、大学の策定したカリキュラム等を基本に一志病院の特色も生かした教育活動を推進する予定です。

(参考) 津市による寄附講座の設置

津市の住民に健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を行い、総合診療・家庭医療を基本とする地域医療・救急医療の確保・充実を図ることを目的に、平成24年度から3年間の計画で、津市による三重大学への寄附講座の設置が予定されています。

県（病院事業庁）においては、当該寄附講座の業務を行うにあたって、一志病院の施設・設備を活用できるよう協力することとしています。また、三重大学の当該寄附講座の教員（医師）の一部は、一志病院へ配置される予定です。

【所管事項説明】

3 一志病院のあり方検討について

今後、これらの家庭医療を基本とした地域医療の確保に係る取組の成果等を検証しながら、一志病院のあり方について、津市、三重大学、県の3者で協議を行う場を定例化するなど、議論を深めていきます。